

要望書

肝炎対策推進協議会 御中

2022年12月15日

肝炎対策推進協議会委員

後藤 千代美
山崎 喜彦
米澤 敦子
鹿野 さゆり
辰巳 創史
出田 妙子
及川 綾子

令和4年3月7日、肝炎対策の推進に関する基本的な指針が改正されました（以下、「指針」）。

そこで、以下の2点につき、肝炎対策推進協議会において、担当部局による説明を要望します。

1 肝炎医療の均てん化を目指した取り組み

肝炎医療の均てん化を実現するための施策の全体像及び具体策。

特に、肝炎医療の体制が十分ではない地域への対策。

また、都道府県・拠点病院等関係者との間での意見交換について、その目指すところと実施状況（対象都道府県、日時、出席者、意見交換の内容等）。

※ 指針第9（3）

「国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行う」

2 肝炎患者等の人権の尊重に関する取り組み

肝炎患者等に対する偏見・差別を解消するための施策の全体像及び具体策（どのようなタイミングで何をするのか）。

※ 国としてどのように取り組むのか、その中で厚生労働省はどのような役割を担うのか、特に、他省庁の関与が必要であるなら、省庁間での調整はどこが担うのか、という視点で説明いただきたい。

※ 指針第1（5）

「肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である」

「肝炎患者等の人権尊重について取組を推進することは、感染症患者全体の偏見や差別の解消に資するものであり、国は、このような観点から、地方公共団体、学校教育関係者及び患者団体等の様々な関係者と連携し、その方策の検討を進める必要がある」

以 上